

事業概要説明会

令和4年度第2次補正予算「地域の中核大学等の インキュベーション・産学融合拠点の整備（Jイノプラ2）」 （大学等向け）

令和4年12月9日

経済産業省 大学連携推進室

※本資料に掲載している内容は暫定版です。正式な公募要領は事務局から公表されます。

地域の中核大学等のインキュベーション・産学融合拠点の整備

産業技術環境局
大学連携推進室
技術振興・大学連携推進課

令和4年度補正予算案額

60 億円

事業の内容

事業目的

地域の中核大学等には強みを持つ最先端の研究分野などが存在しているものの、大学等において十分にそれを活用するだけの体制が不足しており、十分なスタートアップ輩出、産学連携の推進に繋げることが出来ていません。

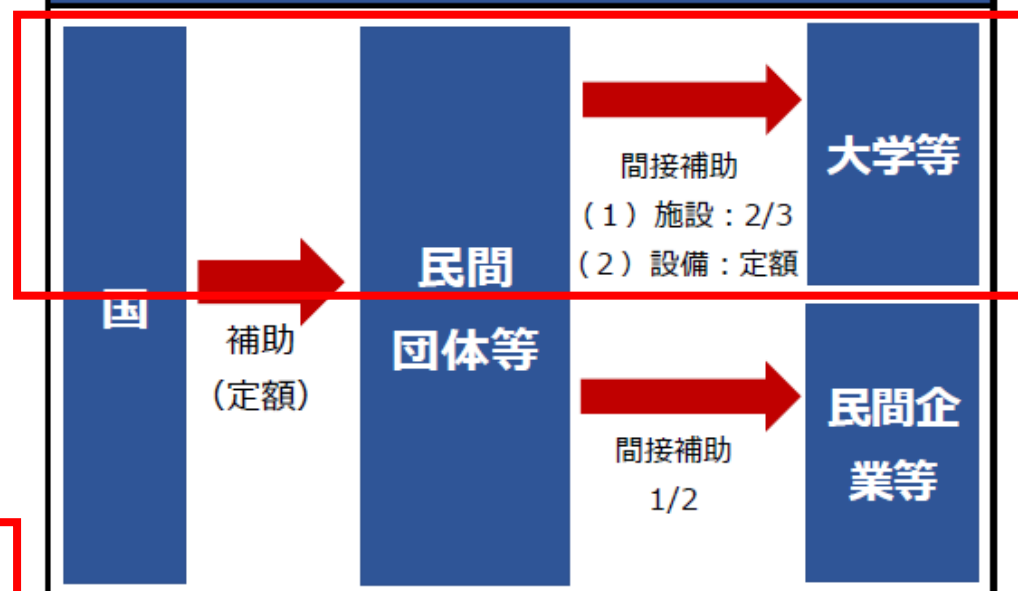
また、ディープテック分野のスタートアップにとって、ウェットラボを始めとする事業化に向けた研究設備が必要となる中、そうした設備を備えた民間の施設も僅かです。こうした中で、大学等や民間企業におけるインキュベーション・産学融合拠点の整備を支援するものです。

事業概要

1. 地域の中核大学等におけるインキュベーション・産学融合拠点の整備
大学等における、①スタートアップ創出のためのインキュベーション施設等、②企業との共同実験施設・設備等、③オープンイノベーション推進施設（例：コワーキングスペース整備、地域中核産業人材育成のための施設・設備整備等）に対して、施設整備に係る費用の2/3補助及び研究開発等に必要な機械装置の購入又は備え付けに必要な経費の定額補助を行います。

2. 民間企業におけるインキュベーション拠点の整備
ディープテック・スタートアップの事業成長に資する、民間企業等が運営するインキュベーション施設に対して、研究開発等に必要な設備の購入・備え付け・初期の運用サポートに必要な費用の1/2補助を行います。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

- ・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」に記載された、スタートアップの5年10倍増に寄与します。
- ・大学・国研等に対する企業の共同研究費などの投資額を3倍増（2014年度比）に寄与します。

1. 事業の目的

- **地域の中核大学等のスタートアップ創出や産学連携の推進等を支援することを通じて、持続的な経済成長に大学が大きく貢献する存在になることを目指します。**

◆ スタートアップの創出及び成長の加速

- 岸田政権は2022年をスタートアップ創出元年とし、**スタートアップの起業加速**と、日本にスタートアップを生み育てる**エコシステムを創出**を「スタートアップ育成5か年計画」で掲げています。
- 地域の中核大学等が整備するインキュベーション施設や産学融合施設等に対して支援を行う本事業を通じて、**大学発スタートアップ等の質的・量的拡大をはじめとした、大学等のシーズを社会に実装していく取組の拡大**を目指します。

◆ イノベーション創出・地域経済活性化

- 地域経済が、成長を続けるためには、**大学等が強みを持つ最先端の研究力を基にしたスタートアップの創出や、地域企業が大学等の保有する高い研究力を十分に活用しながら連続的なイノベーションを起こしていくことが必要**です。
- 産業界と一体的に大学等の知を活用し、研究開発力を高めることで、**事業化を加速し、日本の産業力の底上げ**に資することが期待されると共に、産業界の研究開発資金を積極的に大学等との産学連携等に投資することで、オープンイノベーションが促進されることも期待されています。

◆ J-Innovation HUB（地域オープンイノベーション拠点選抜制度）プラットフォーム型

- 経済産業省は、大学等を中心として、地域オープンイノベーション拠点の中で、企業ネットワークのハブとして活躍している拠点をJ-Innovation HUB 地域オープンイノベーション拠点選抜制度において「**Jイノベ拠点**」として選抜しています。
- 本事業は、地域の中核大学等が強みや特色を有する研究分野において、企業と大学等が連携しオープンイノベーションを推進するための産学融合機能を担う「Jイノベ拠点」の「**プラットフォーム型**」として選抜します。

2. 補助対象事業

- 補助対象は以下の3類型を想定しています。

(1) スタートアップ創出のためのインキュベーション施設等 整備事業

- スタートアップ創出支援のためのインキュベーション施設等の整備を支援します。（例：イノキュベーション施設、試作ラボ等の整備 等）

(2) 企業との共同実験施設・設備等 整備事業

- 大学の強みのあるシーズを束ねることで、企業の共同研究への投資が加速し、それらの成果を基にスピンアウト、カーブアウトし新たなスタートアップ創出につながるよう、体制の整備を支援します。（例：共同研究施設等整備、個別の研究を束ねる情報基盤の構築 等）
- 大学を、企業の投資を呼び込むための実証フィールドとして整備する際の費用を支援します。（例：キャンパス実証にかかる施設整備、安全確保・法令遵守等のための投資 等）

(3) オープンイノベーション推進施設等 整備事業

- 大学が、地域の課題に対してアカデミアの知を供出し、ステークホルダー（地域の企業や行政）とともに解決していくための体制整備を支援します。（例：コワーキングスペース整備、地域の中核産業人材育成のための施設・設備整備 等）
- 首都圏から優れた専門人材等を誘致するための施設、企業人材や次世代を担う若手研究者等の交流を促進させる施設等の整備を支援します。（例：ワーケーション関連施設等の整備、産学共同人材育成施設等の整備 等）

※なお、スタートアップ創出にも、企業とのオープンイノベーションの推進にも、ネットワークのハブとしての機能は重要であると考えており、類型（1）（2）を選択する場合であっても、類型（3）を必須化し、規模の大小・新設改修は問わずオープンイノベーション推進のためのコワーキングスペースや交流スペース等を併設するようにしてください。

3. 補助対象事業者

- 前項に掲げる施設・設備等の事業及び整備後の管理・運営等について責任を持って実施することのできる以下の機関を想定しています。

(1) 国公立大学、高等専門学校

(2) 国公立大学が産学連携等の機能促進のために出資した外部化法人

- 国立大学法人は国立大学法人法第22条第1項第6号に規定された法人
- 公立大学法人は地方独立行政法人法第21条第2号に規定された法人

- 複数機関による共同提案は可能です。
- 本事業の主たる目的が、スタートアップ創出等による持続的な経済成長の実現であることを踏まえ、提案機関（自治体と密な連携を取れるような場所にキャンパス等を有するなど、当該キャンパス等が拠点の中核的なサイト（実施場所）となる計画に対応できる機関に限る。）が立地する地域の自治体（都道府県、政令指定都市、市町村又は特別区）との共同提案を期待します。

4. 補助率及び対象経費等

- 補助対象経費、補助率、上限額は以下の通りです。

(1) 調査設計費

- ・ 建築計画に関する調査費及び設計費
- ・ 補助率：2/3以内

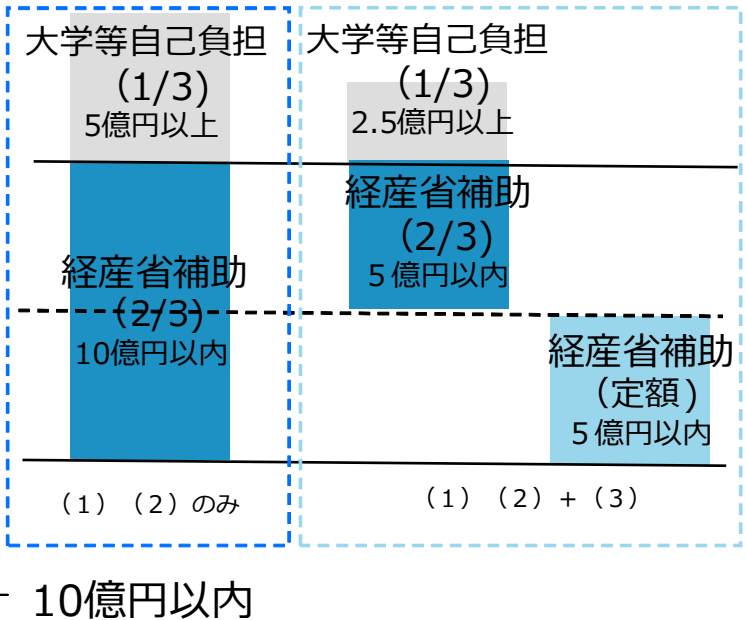
(2) 工事費

- ・ 施設（これらと一体的に整備される設備を含む。）の建築又は改修に要する経費（土地の取得造成費を除く）
- ・ 補助率：2/3以内

(3) 研究開発設備費

- ・ 研究開発に必要な機械装置の購入又は据え付け等に必要な経費
- ・ 補助率：定額

5億円以内



10億円以内

- ・ 原則として、撤去費（既存建物解体費、既存設備の撤去費）、外構工事費（外灯、門扉、フェンス、駐車場、植栽等。建物本体と一体的に整備する必要があるものを除く。）及び施設本体に直接関係のない工事は補助対象になりませんので、ご注意ください。
- ・ (1) ～ (2) の提案は必須とし、(3) のみの提案は対象外になります。
- ・ (3) の補助上限は、5億円以内もしくは(1)と(2)の申請額の合計のどちらか低い額になります。

5. 審査内容とKPI

- 以下の各観点にしたがって審査を行います。また整備する拠点毎に中長期的に達成すべき目標である共通KPI（Key Performance Indicator）の設定は必須とします。

（１）審査項目

- 研究の先端性（共同研究に供する知や、スタートアップ創出が期待される知等）
- 研究及びその実用化による経済におけるイノベーション創出
- 地域経済活性化に向けた波及効果
- 企業・スタートアップ、VC、他の大学等の教育研究機関（高等専門学校等）、自治体等の巻き込み
- 適切な施設・整備の維持・運営体制と持続可能な経営の実現に向けた取組

（２）KPI

- 産学連携プロジェクト創出数
- 大学等発スタートアップ創出数
- 交流人口創出数
- 外部資金調達額 等

- 拠点毎に最低限設定すべき共通KPI（3年後、5年後）を設定いただきます。
- 設定したKPIについては、施設設備の整備後に経済産業省がフォローアップを行うことを予定しています。

6. 交付要件

- 補助事業を開始した後、施設・設備の工事が完了し補助金の交付を受ける段階（令和4年度末を想定）で補助事業者が満たすべき拠点毎の交付要件を設定いたします。
- 項目の進捗が順調でないと判断される場合は、審査委員会等において、他律的な要因の有無の確認を行った上で、当初の提案内容が履行されていない場合には、改善指示を発出することがあります。
- なお、改善指示に従わない等の適切な対応が取られていないと判断出来る場合は、補助金の支払いを行わないことがありますのでご注意ください。

（1）交付要件

- 入居予定率
- 連携企業数・規模
- 施設整備前の先行的な取組の実施
- 民間からの投資増に向けた大学等の機関内における関連制度の整備状況 等

7. スケジュール

- スケジュールは以下を予定しています。

12月9日 事業概要説明会（本日）

1月上旬 事業公募（2月上旬〆切）

1月中旬 公募説明会

2月中旬 ヒアリング審査（※必要に応じて）

2月下旬 採択通知

3月中旬 事業開始

※事業実施期間は令和5年3月31日までとします。

ただし、本予算の明許繰越の登録はなされています。

ご清聴いただきありがとうございました。

**質問がある方は質問内容を
チャットにご記入ください。
順番に回答いたします。**